

Studio Maker(スタジオメーカー) 申込書

御中

契約期間 : 契約開始日 / 20 年 月 1日 ~
精算日 : 各月20日
支払期日 : 当月分の料金を当該月26日(銀行休業日の場合は翌営業日)までにお支払いとなります。

【備考】

- 契約期間中に解約の申し出がない場合、契約は自動的に同期間で更新されます。
- 解約をご希望の場合は当月19日(17:00)までに代理店へご連絡いただければ当月末で解約となります。
 - 20日を過ぎてのご連絡は翌月末での解約となります

【申込記入欄】上記のStudio Maker利用約款の内容を承諾したうえでサービス利用を申し込みます。

契約者情報	店舗名				
	所在地				
	代表者	役職		氏名	

【利用規約同意確認欄】

署名: _____

Studio Maker(スタジオメーカー)利用約款

第1条(適用および契約の成立)

1. 本規約は、株式会社コモン堂(以下「当社」といいます)が提供する AI 画像生成サービス「StudioMaker」(以下「本サービス」といいます)の利用条件を定めるものです。
2. 事業者が当社所定の手続きで本サービスを申込み、当社が承諾した時点、または申込者が本サービスを利用した時点のいずれか早い時点で、本規約に基づく利用契約(以下「本契約」といいます)が成立します。
3. 本サービスは、成人向けコンテンツの生成機能を含みます。利用者は、本サービスの利用にあたり、自らが満18歳以上であること、および成人向けコンテンツの生成・利用が適用法令に違反しないことを確認するものとします。

4. 利用者は、生成コンテンツを利用する際、適用される法令（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律を含みますがこれに限りません）を遵守する責任を負います。

第2条（定義）

|用語|意味|

|---|---|

スタッフ画像	利用者が本サービスにアップロードする従業員・モデル等の人物画像
ユーザーコンテンツ	スタッフ画像その他利用者が入力・送信・アップロードする全てのデータ
生成コンテンツ	ユーザーコンテンツを素材として本サービスが生成する静止画等
クレジット	生成枚数・アバター数など本サービス内で利用できる権利単位

第3条（サービス内容）

1. 利用者はスタッフ画像を20枚程度アップロードすることで、AIアバターを作成し、集客用の生成コンテンツを作成できます。
2. 月額課金制とし、契約コースごとに毎月利用可能なクレジット量が異なります。
3. 利用者は管理画面から翌月以降のコース変更、追加クレジット購入を行えます。追加分の料金は当月請求額に合算されます。

第3条の2（外部サービスの利用）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、以下のカテゴリに属する外部サービス（以下「外部サービス」といいます）を利用します。
 - (a) AI画像・動画生成サービス（ユーザーコンテンツの処理・生成に利用）
 - (b) AI言語モデルサービス（プロンプト生成・最適化に利用）
 - (c) クラウドストレージサービス（データの保存に利用）
2. ユーザーコンテンツ（スタッフ画像を含む）は、前項の外部サービスに送信・処理されます。利用者は、本サービスの利用をもって、外部サービスへのデータ送信に同意したものとみなします。
3. 外部サービスの利用規約・プライバシーポリシーの変更により、本サービスの提供に影響が生じる場合があります。当社は、かかる変更起因する本サービスの中断・変更について、第9条に定める範囲で免責されます。

第4条（アカウントおよびアクセス）

利用者は自己の責任でID・パスワードを管理するものとし、不正利用による損害について当社は一切責任を負いません。

第5条（権利帰属およびライセンス）

1. ユーザーコンテンツの権利は利用者または正当な権利者に留保されます。
2. 利用者は、ユーザーコンテンツについて、以下の目的に限り、非独占的・無償・世界的ライセンスを当社に付与するものとします。
 - (a) 本サービスの提供に必要な範囲での使用、複製、改変（AIモデルの学習を含む）
 - (b) 不具合解析・品質向上の目的で当社が再解析・再学習に用いること上記ライセンスは、本契約の終了後も、当社が技術的に合理的な期間内にデータを削除するまで存続します。ただし、当社は本契約終了後、速やかに利用者のユーザーコンテンツおよび関連する学習済みモデル（LoRA等）の削除に努めるものとします。
3. 生成コンテンツについて、当社は利用者に対し、本契約および法令の範囲内で使用・複製・公開・改変できる非独占的ライセンスを許諾します。ただし、AI生成物の著作権帰属については法的に確立していない部分があり、当社はその権利の有効性・存続性について保証しません。
4. 生成コンテンツが第三者の著作物に類似する場合があります。利用者は、生成コンテンツの利用にあたり、第三者の権利を侵害していないことを自己の責任で確認するものとします。当社は第三者からの権利主張に関し何らの保証を行わず、一切の責任を負いません。
5. 利用者は、生成コンテンツを自己の宣伝・販促その他自社事業の範囲内でのみ利用するものとし、第三者へ販売・譲渡・貸与・利用許諾・再配布その他一切の二次利用を行ってはなりません。また、生成コンテンツを機械学習その他の用途のためにデータセットとして提供し、又は公開してはなりません。

第6条(利用者の保証および補償)

1. 利用者は、スタッフ画像およびユーザーコンテンツについて、以下を保証します。
 - (a) 著作権・肖像権・パブリシティ権その他の権利を適法に保有し、または正当な許諾を得ていること
 - (b) 被写体となる人物から、本サービスを通じたAI学習・画像生成・公開について同意を取得していること
 - (c) 本サービスを通じた処理・生成コンテンツの利用が第三者の権利を侵害しないこと
 - (d) 被写体がすべて18歳以上であること
2. 上記保証に反し第三者から当社に対し苦情・請求・訴訟等が提起された場合、利用者は自己の費用と責任でこれを解決し、当社に生じた一切の損害(合理的な弁護士費用を含む)を補償します(以下「インデムニティ」といいます)。

第6条の2(権利侵害の申立て)

1. 自己の肖像権、著作権その他の権利が本サービス上で侵害されていると主張する第三者は、当社所定の窓口に対し権利侵害の申立てを行うことができます。
2. 当社は、申立てが合理的と認められる場合、当該コンテンツの削除、関連するLoRAモデルの削除、およびアカウント停止等の措置を講じることができます。
3. 当社は、申立ての受理・対応に関して合理的な範囲で対応しますが、判断の正確性を保証するものではありません。

第7条(禁止事項)

利用者は以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 児童ポルノの製造、提供、所持その他「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)に違反する一切の行為。これには、実在・非実在を問わず、18歳未満の者(またはそのように見える者)を性的に描写するコンテンツの生成・保存・配布を含みます。
- (2) 18歳未満の者の画像を本サービスにアップロードする行為(性的か否かを問いません)
- (3) 第三者の著作権・商標権・肖像権・パブリシティ権その他の知的財産権または人格権を侵害し、またはそのおそれのある生成
- (4) 虚偽または誤解を招く形で第三者になりすます行為
- (5) ディープフェイクその他の手法により、本人の同意なく特定個人の容姿を利用してコンテンツを生成する行為
- (6) 本サービスをリバースエンジニアリング、ソースコード解析する行為
- (7) 当社または第三者のサーバ・ネットワークへ過度な負荷をかける行為
- (8) その他当社が不適切と判断する行為

第7条の2(未成年者保護に関する特則)

1. 当社は、児童ポルノに該当し得るコンテンツを発見した場合、直ちに当該コンテンツを削除し、関係当局(警察、インターネット・ホットラインセンター等)への通報を行います。
2. 前項の通報に関連して利用者が生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
3. 利用者は、本サービスにアップロードする全ての人物画像について、被写体が18歳以上であることを保証するものとします。当社は、必要に応じて年齢確認のための資料提出を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。

第8条(料金・支払)

1. 料金は別途当社ウェブサイトにて定めるとおりとし、月額料金は毎月20日(日本時間)を基準日に締め切って計算します。利用店舗は、当該月の代理店による集金日(原則として同月26日(銀行休業日の場合は翌営業日)まで)に、代理店が指定する方法で料金を支払うものとします。
2. 追加クレジット購入費用は当月請求額に合算されます。
3. 支払済み料金は理由の如何を問わず返金いたしません。

第9条(サービス提供・免責)

1. 当社はシステム保守・法令変更・不可抗力等により本サービスの全部または一部を停止・変更することがあります。
2. 当社は生成コンテンツの正確性・合法性・有用性を保証せず、利用者の逸失利益・間接損害について一切責任を負いません。

第10条(コンテンツ監視および削除)

当社は、必要に応じて生成コンテンツ・ユーザーコンテンツを事前／事後に確認し、本規約違反が認められる場合は事前通知なく削除・非表示・アカウント停止等の措置を講じることができます。

第11条(契約期間・解約)

1. 本契約の初回契約期間は申込み月の末日までとし、以降は1か月ごとに自動更新されます。
2. 利用者は、当月20日0:00までに当社所定の方法で解約を申し出た場合、当月末をもって本契約を終了できます。20日0:00を過ぎても申し出は翌月末解約となります。
3. 解約後も、第5条～第10条、本条第4項、本条以降の条項は存続します。
4. 未払料金・インデムニティ義務は解約後も消滅しません。

第12条(契約解除)

1. 利用者または当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告を要せず書面による通知のみで直ちに本契約を解除できる。
 - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てをし、又は申し立てられたとき
 - (2) 振出手形・小切手・約束手形が不渡りとなったとき
 - (3) 支払いを停止し又は支払不能となったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、租税滞納処分を受けたとき
 - (5) 解散、合併その他経営主体に重大な変更があったとき
 - (6) 社会的信用を著しく失い業務遂行が困難となったとき
 - (7) 反社会的勢力との関係が判明したとき
2. 利用者または当社は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて書面で催告したにもかかわらず是正されない場合、本契約を解除できる。
3. 前各項に基づき当社が解除した場合であっても、利用者は本サービスに関して既に発生した料金その他一切の債務を免れない。
4. 本条に基づき解除がなされた場合でも、第5条5項、第6条、第6条の2、第7条、第7条の2、第9条、第10条、第14条、第15条は契約終了後も有効に存続する。

第13条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、相手方に対して、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとする。

1. 自身が以下のいずれにも該当しないこと、および過去5年間に於いても該当しなかったこと。
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等
 - 社会運動等標ぼうゴロ
 - 特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずる者
2. 自身が反社会的勢力と以下のいずれの関係も有していないこと、および過去5年間に於いても有していなかったこと。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - 自身、自社または第三者の不正の利益を図る目的として反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる関係

3. 自身または第三者を利用して、相手方に対して以下のいずれの行為も行わないこと。

- 暴力的要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に際して暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為

通知義務

甲および乙は、自身において、前項に反する事実を発見した場合、またはそのおそれがある事実が判明した場合には、直ちに相手方にもその旨を通知しなければならない。

違反時の契約解除

甲または乙が第1項または第2項に違反した場合、相手方は、催告その他何らの手続きを要することなく、本契約を解除することができるものとする。

第14条(損害賠償)

1. 利用者または当社が本契約に違反し、又は故意若しくは過失により相手方に損害を与えた場合、当該当事者は相手方に対し直接かつ通常の損害を賠償する責任を負う。賠償額の上限は、直近12か月間に相手方が本サービスに対して実際に支払った利用料金総額とする。ただし、故意または重過失による場合はこの限りでない。
2. 前項の損害賠償には、合理的な弁護士費用および訴訟費用を含むものとする。
3. 当社は、第9条(サービス提供・免責)に定める範囲内では責任を負わない。

第15条(規約の変更)

当社は、30日前までに通知することで本規約を変更できます。通知日以降も利用者がサービスを継続した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。利用者が反対する場合は通知期間内に解約してください。

第16条(準拠法・管轄)

本規約は日本法を準拠法とし、本サービスに起因または関連する一切の紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。